

I し尿処理の概要

R4第1回審議会(R04.6.30)
資料2

1

◆し尿収集業務の変遷

昭和29年 清掃法制定⇒既存事業者が許可制で営業開始
昭和31年 料金格差が問題化⇒市が呼掛け長野市清掃組合設立
昭和32年 料金統一
昭和41年 大合併⇒合併地区(若穂を除く)の事業者が組合に加入
昭和44年 委託制開始(若穂を除く)
昭和46年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法廃止)
平成 3年 長環協(法人化)※に一括委託
平成17・22年 合併⇒合併地区は許可制
平成28年 全市委託制に移行(10月)

●合併経過(地区名)

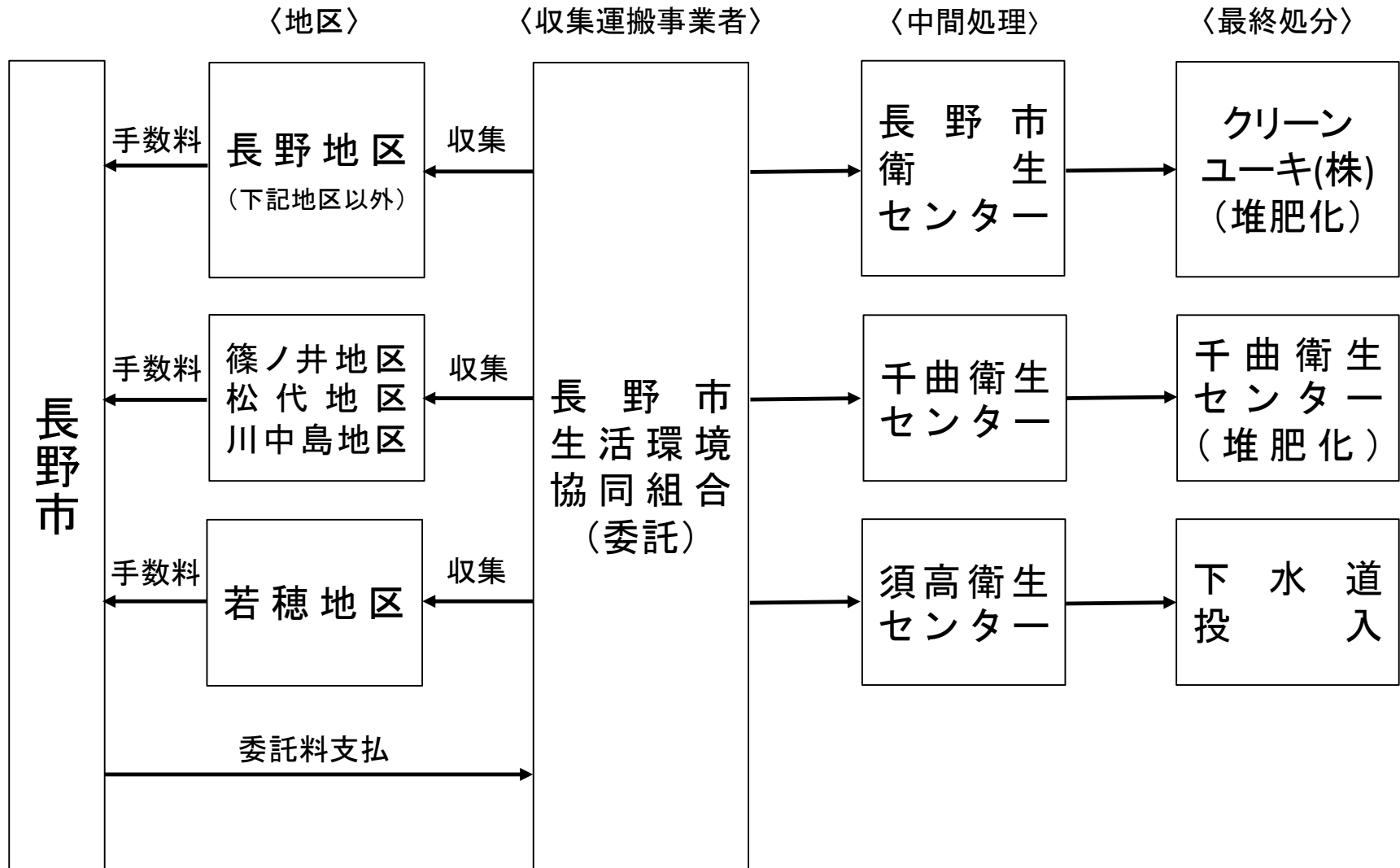
昭和41年 篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更

平成17年 豊野、戸隠、鬼無里、大岡

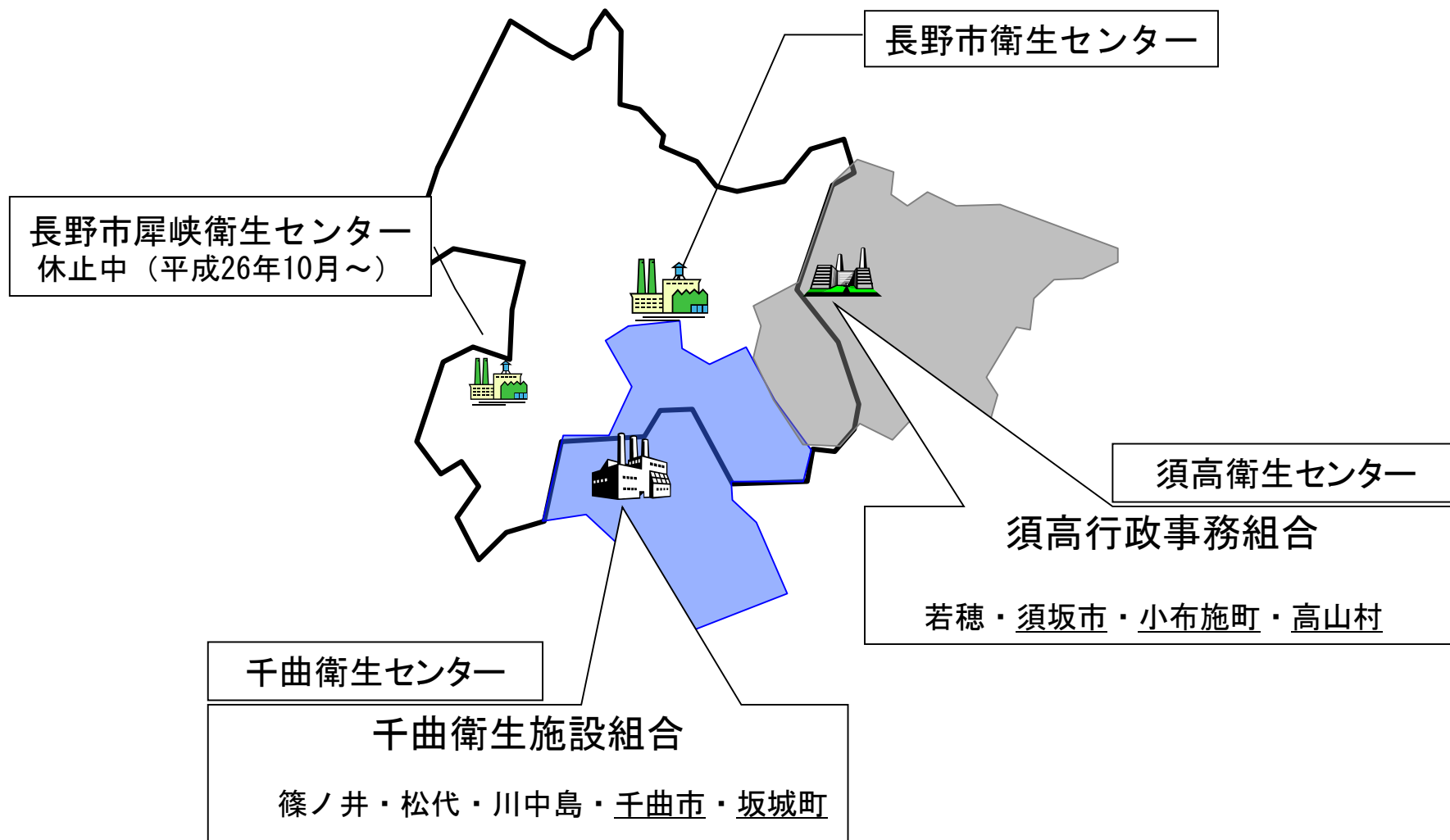
平成22年 信州新町、中条

※長野市清掃組合が法人化⇒長野市生活環境協同組合(長環協)

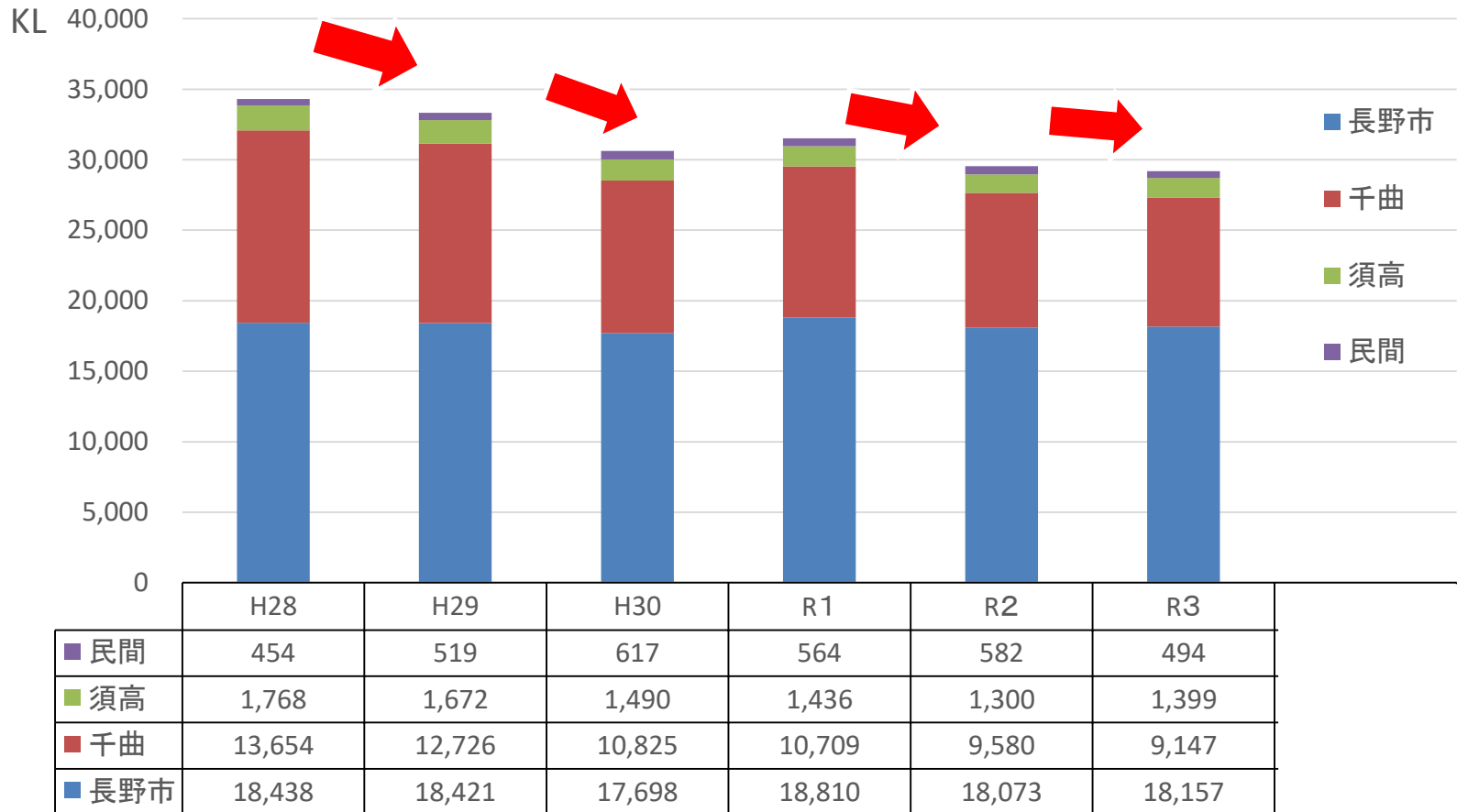
し尿の処理体系



し尿処理施設

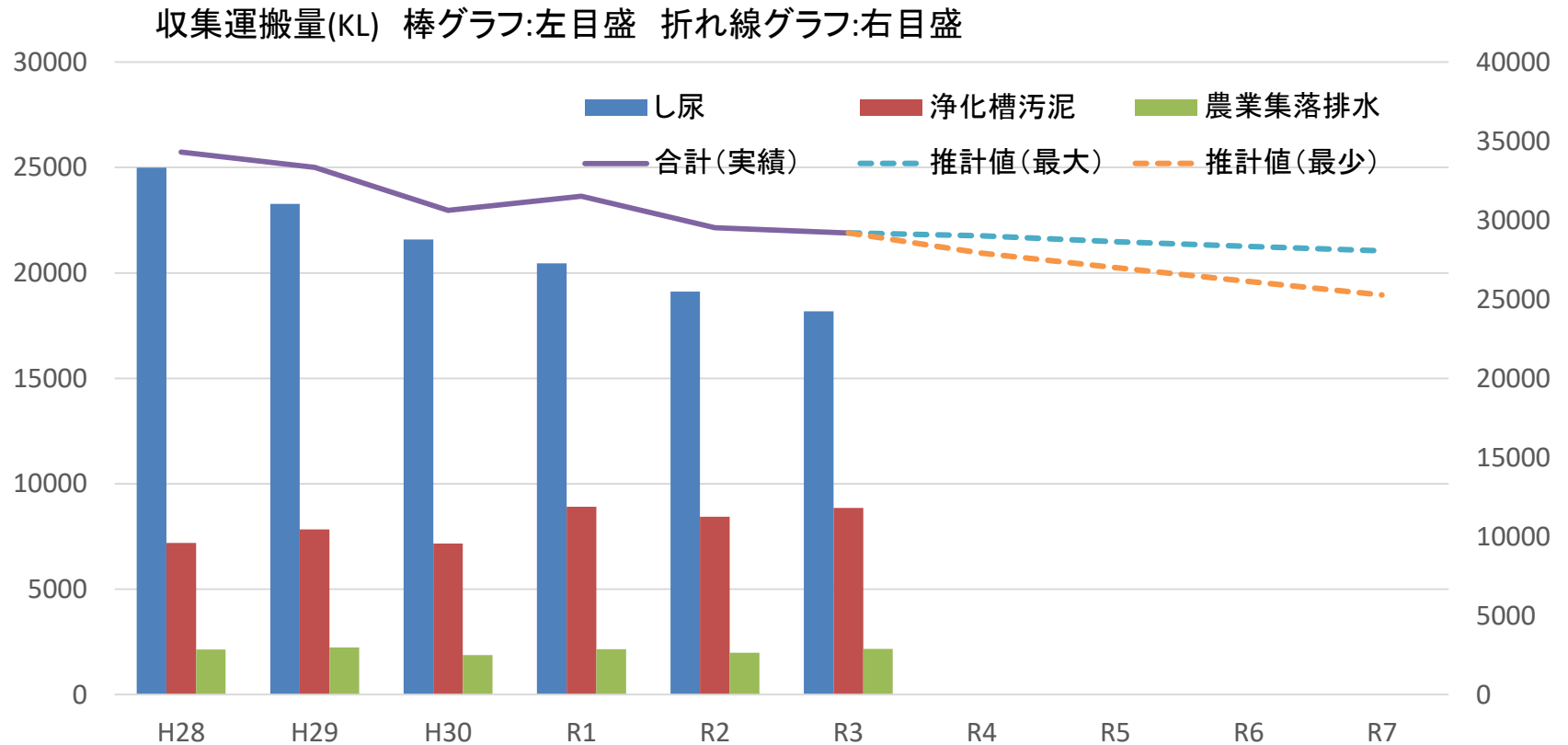


し尿処理施設別処理量



- ・衛生センター全体の処理量は微減
- ・令和元年長野市分の増は、東日本台風災害に伴う、仮設トイレ収集などによるもの

し尿・浄化槽汚泥等収集量の推移



し尿処理手数料見直しの方法

収集量の推計

手数料算定の対象⇒令和5～7年度

収集量の推計は、直近6か年(H28～R3)実績等から推計。
全体的に緩やかに減少が続く見込み。

(単位:KL)

収集量	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5・6・7
し尿	24,996	23,270	21,588	20,461	19,112	18,179	合計推計 27,000 ～29,000	合計推計(年平均) 26,000 ～28,000
浄化槽	7,189	7,839	7,169	8,906	8,438	8,850		
農集排	2,130	2,230	1,873	2,152	1,984	2,167		
合計	34,315	33,339	30,630	31,519	29,534	29,196		

◆収集量は各処理施設別の処理形態別収集量の合計

◆H28～R3は実績値、R4年度以降は推計値

し尿処理手数料見直しの方法

手数料(収集原価)の算定

$$\text{収集原価} = \text{収集経費} \div \text{収集量}$$

収集経費

=

長野市全体の収集経費

1台・1か月当たりの経費(人件費・車両費等)を
基に稼働車両台数から収集経費を算出

収集量(単位)

=

令和5～7年度の平均

し尿処理手数料は、収集運搬にかかる経費の負担

他市の状況(県内)

No.	市名	比較対象	従量制 (36ℓ換算)	説 明
1	岡谷市		2,150円	180ℓまで2150円 180ℓ以上18ℓまでごとに215円加算
2	茅野市		2,139円	180ℓまで2139円 180ℓ以上18ℓまでごとに213.9円加算
3	諏訪市		2,130円	180ℓ未満2130円 180ℓ以上18ℓまでごとに213円加算
4	駒ヶ根市		2,100円	216ℓまで2100円 216ℓ以上36ℓまでごとに350円加算
5	中野市		1,670円	180ℓまで1670円 180ℓ以上18ℓまでごとに167円加算
6	長野市		412円	36ℓ当たり412円
7	飯田市	◎	400円	18ℓ当たり200円
8	松本市	◎	380円	18ℓ当たり190円
9	須坂市	◎	374円	18ℓ当たり170円 × 1.1% (税)
10	安曇野市		374円	10ℓ当たり104円
11	上田市	◎	368円	18ℓ当たり184円
12	大町市		349円	10ℓ当たり97円
13	千曲市		346円	10ℓ当たり96円
14	小諸市	◎	334円	18ℓ当たり152円 × 1.1% (税)
15	東御市		334円	10ℓ当たり92.7
16	飯山市		333円	50ℓ当たり421円 × 1.1% (税) 最低料金2,000円
17	佐久市		333円	10ℓ当たり92.4円
18	伊那市		320円	10ℓ当たり89円
19	塩尻市		299円	10ℓ当たり83円

し尿収集車両1台・1か月当たりの収集経費

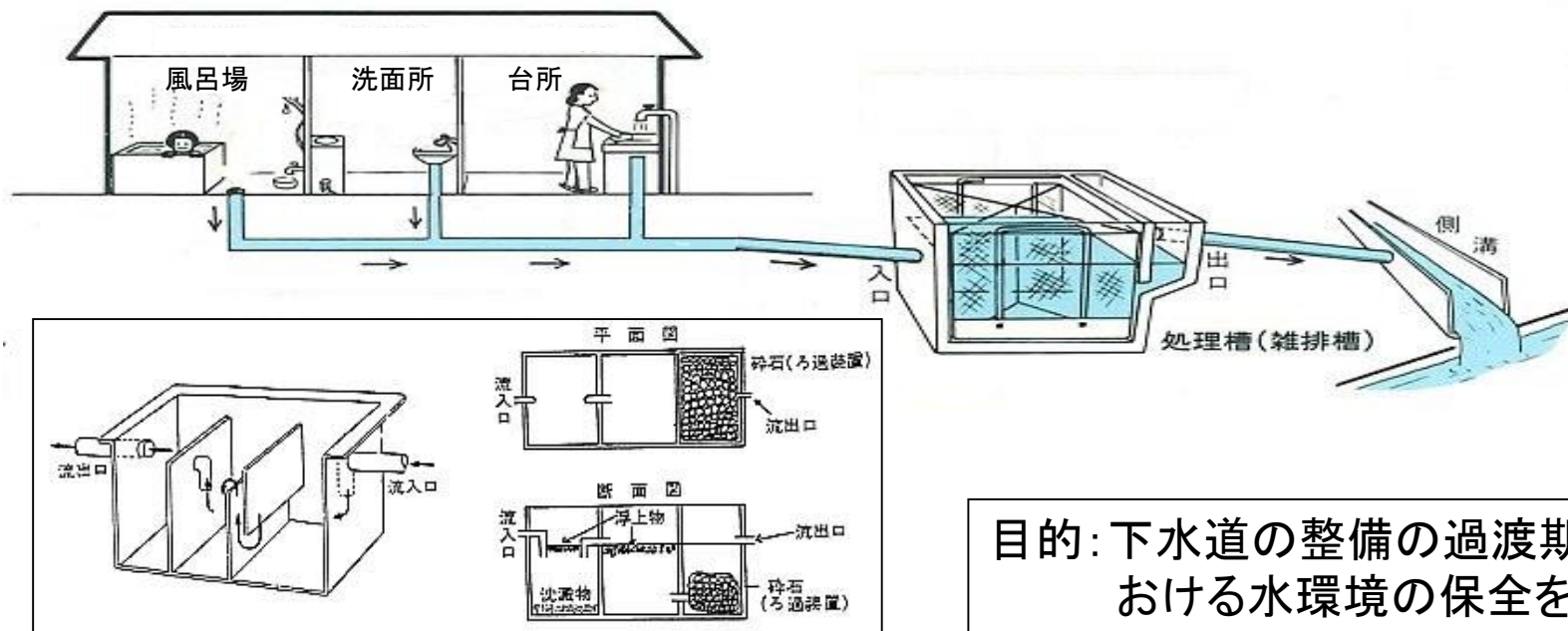
科目	金額(円)	構成比(%)	内訳
① 人件費	503,469	53	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,452	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	188,929	20	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	120,054	13	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	108,278	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	941,182	100	給料・賞与・諸手当・社会保険料等

手数料改定の推移

(1単位(360):円)

H23	H26	H29	R2(現行)
320 (4.23%)	358 (11.88%)	378 (5.59%)	412 (8.99%)

Ⅱ 生活雑排水簡易浄化槽の概要

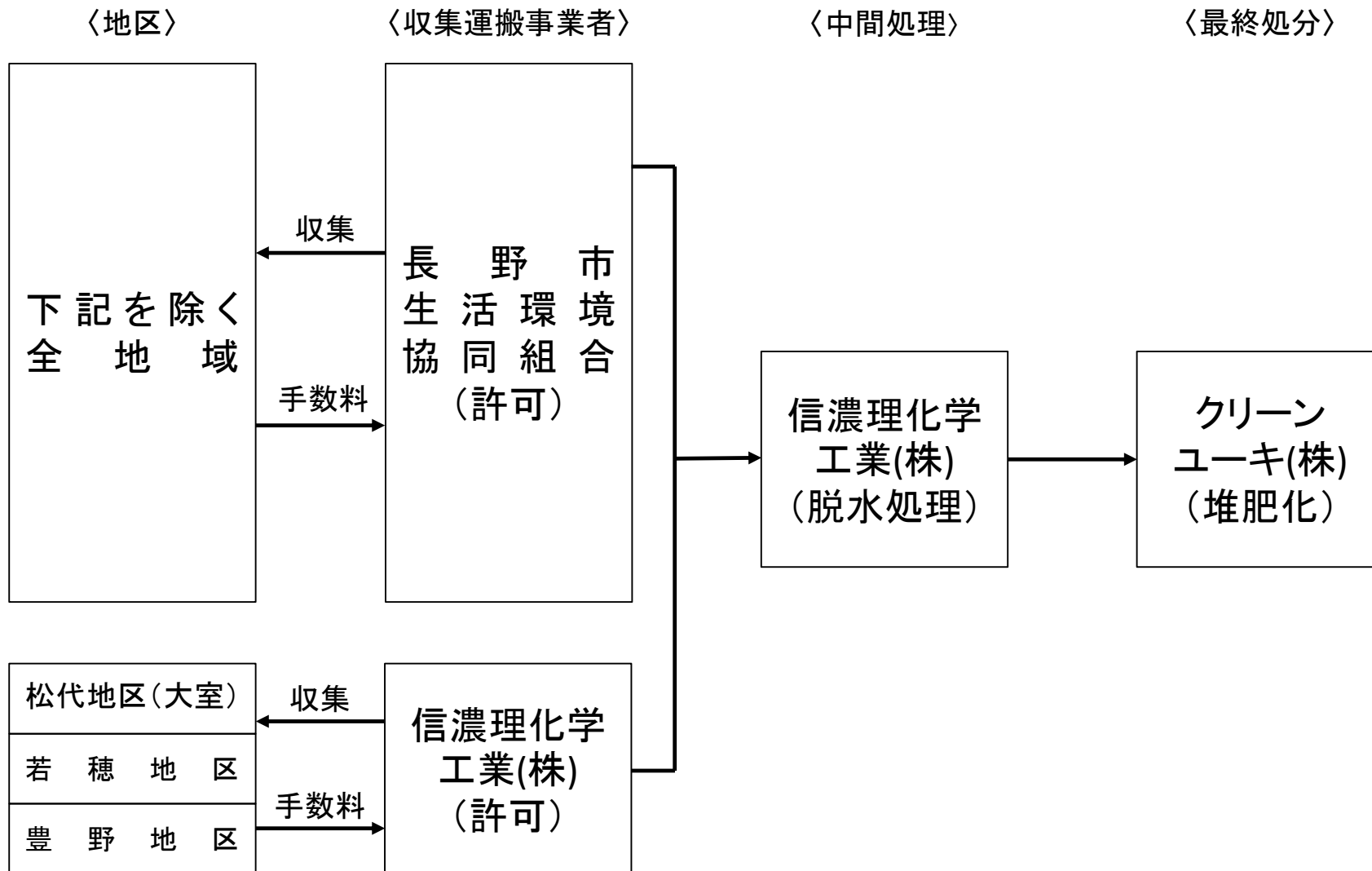


目的: 下水道の整備の過渡期における水環境の保全を図る

◆生活雑排水簡易浄化槽の変遷

- 昭和48年 生活雑排水簡易浄化槽設置補助金制定 ⇒ 設置を促進
- 昭和52年 新築家屋⇒ 設置を義務化(建築確認申請時にチェック)
- 昭和59年 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金制定 ⇒ 定期清掃の促進
- 平成14年 下水道の普及に伴い設置補助金廃止

生活雑排水簡易浄化槽汚泥の処理体系



収集運搬事業者と中間処理施設

地区別収集許可事業者

長野市生活環境協同組合



下記を除く全地域

信濃理化学工業(株)



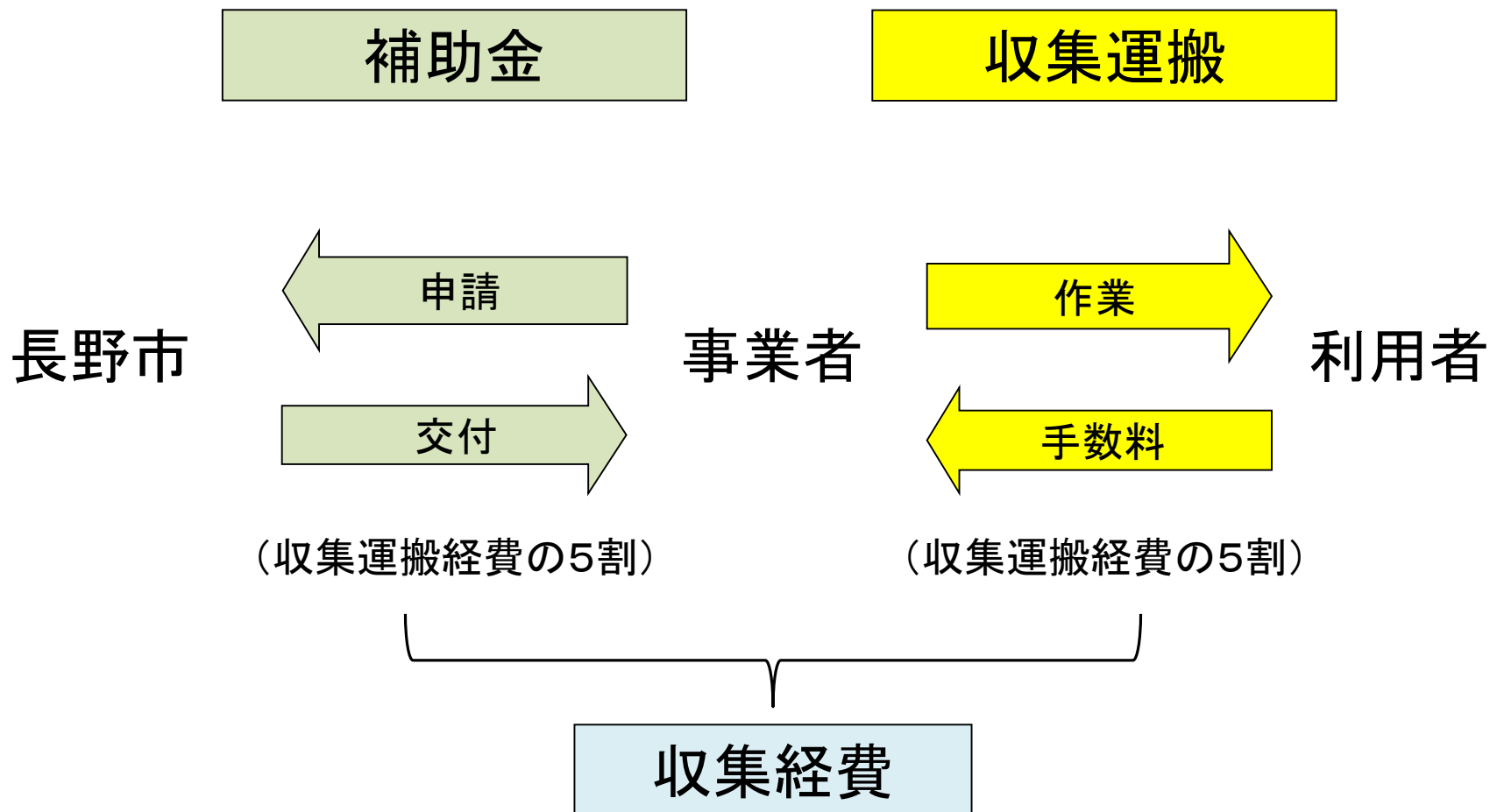
松代町大室・若穂・豊野

中間処理施設

信濃理化学工業(株)

直営の長野市生活雑排水処理場がH16年度に廃止になり、
H17年度から中間処理を全量委託

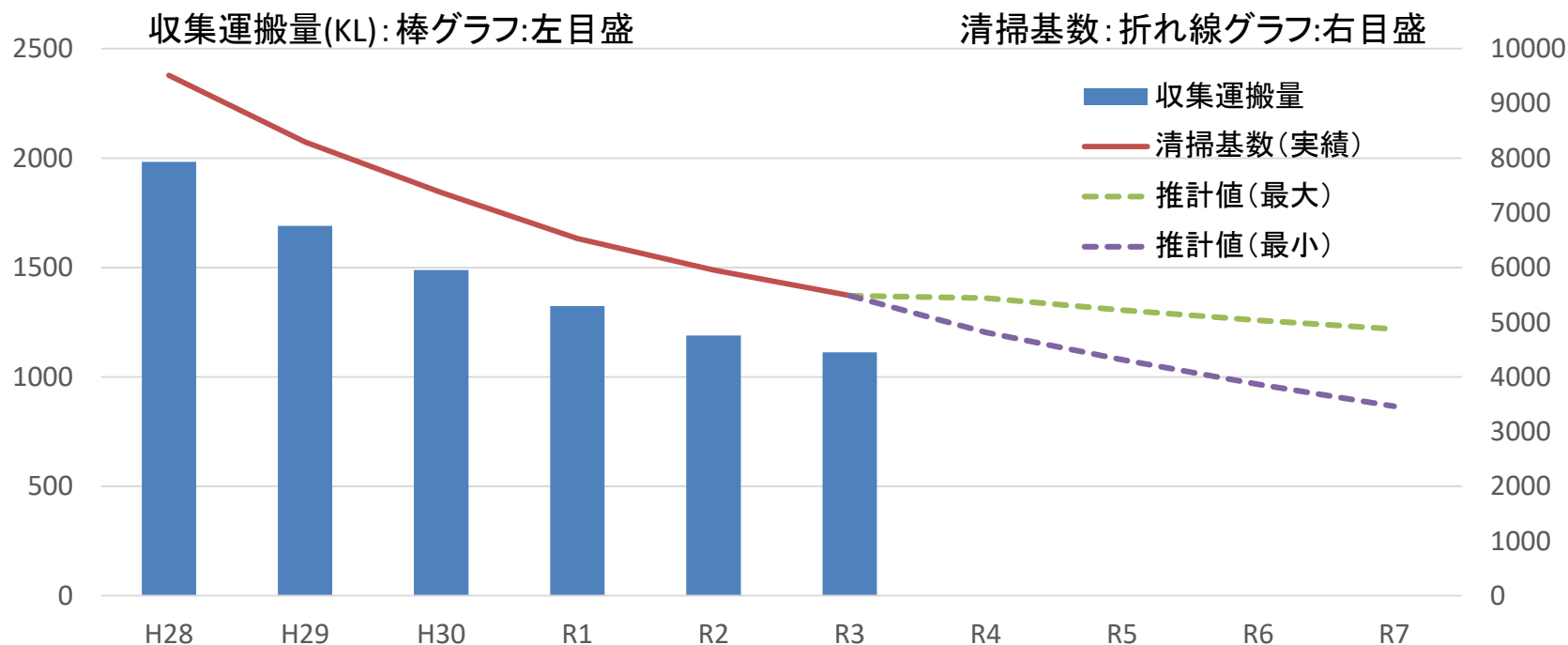
※戸隠、鬼無里、中条地区は簡易浄化槽設置なし



- ◆ 3か月ごと年4回の定期収集運搬(清掃)で水環境の保全が図られる
- ◆ 汚泥収集の際、高圧洗浄装置で壁面の汚れを洗浄することから、「清掃」とも称する

清掃基数と処理量の推移

14



(単位:KL)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5・6・7
清掃基数	9,514	8,297	7,371	6,534	5,957	5,486	合計推計 4,800 ~5,400	合計推計(年平均) 3,900~5,000

◆H28~R3は実績値、R4年度以降は推計値

生活雑排水処理手数料見直しの方法

手数料(収集原価)の算定

$$\text{収集原価} = \text{収集経費} \div \text{清掃基数}$$

収集経費

=

長野市全体の収集経費

1台・1か月当たりの経費(人件費・車両費等)を
基に稼働車両台数から収集経費を算出

清掃基数

=

令和5～7年度の平均

生活雑排水処理手数料は、収集運搬(清掃)にかかる経費の負担

生活雑排水収集車両1台・1か月当たりの収集経費

科目	金額(円)	構成比 (%)	内訳
① 人件費	511,998	52	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,074	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	225,731	23	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	105,174	11	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	112,187	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	975,164	100	

手数料・補助金改定の推移

150ℓ以上200ℓ未満の金額

(単位:円)

	H23	H26	H29	H30	R1	R2(現行)
手数料	880 (4.0%)	965 (9.7%)	1,053 (9.2%)	1,117 (6.1%)	1,181 (5.8%)	1,301 (9.95%)
補助金	1,260	1,344	1,315	1,251	1,187	1,302

◆H28以前は市が6割を補助し、市民は4割負担

◆H29から段階的に補助率を引き下げ、R元年度から5割補助、市民は5割負担

処理手数料の見直しスケジュール

R4年 6月30日 第1回審議会(諮問)

8月 第2回審議会

10月 審議会(答申)

12月 市議会(条例改正案提出)

R5年 4月 1日 条例施行(新手数料)